

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術に係る院内掲示

当院の医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術件数は以下のとおりです。

〔対象期間：令和6年1月～令和6年12月〕

手術区分	手術実施件数（単位：件）
頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄班下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
靱帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則4に掲げる手術を除く）	36
人工関節置換術	26
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び対外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0